

伊勢市公報

第367号
令和3年2月22日
月曜日

目次

	頁
告 示	
○ 指定居宅介護支援事業者の指定について	2
○ 道路の供用開始について	3
○ 市議会定例会の招集について	4
○ 伊勢都市計画用途地域及び伊勢都市計画特別用途地区の変更について	5
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	6
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	7
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	8
○ 都市公園の区域変更について	9
○ パブリックコメントの結果公表について	10
○ パブリックコメントの実施について	13

伊勢市告示第 20 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条の 2 の規定により、次のとおり告示します。

令和 3 年 2 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定居宅介護支援事業者の名称
合同会社アンサンブル
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 城田居宅介護支援事業所
所在地 伊勢市上地町 395 番地 3
- 3 指定の年月日
令和 3 年 2 月 1 日
- 4 サービスの種類
居宅介護支援

伊勢市告示第 21 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
一之木 4 丁目 10 号線	一之木 4 丁目 603 番 2 地先から 一之木 4 丁目 983 番 1 地先まで	令和 3 年 2 月 8 日

伊勢市告示第 22 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和 3 年 2 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 3 年 2 月 22 日 (月) 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年2月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画用途地域
伊勢都市計画特別用途地区

- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。

- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市教育委員会告示第 2 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 3 年 2 月 4 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 12 日（金）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 4 号 令和 3 年度教育関係予算について
 - 議案第 5 号 令和 2 年度教育関係補正予算（第 13 号）について
 - 議案第 6 号 伊勢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について
 - 議案第 7 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について
 - 議案第 8 号 奨学生の決定について
 - 議案第 9 号 伊勢市独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る共済掛金に関する規則の制定について
 - 議案第 10 号 伊勢市青少年相談センター条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 11 号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
 - 議案第 12 号 伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について
 - 議案第 13 号 伊勢市指定文化財の指定解除について

伊勢市農業委員会告示第2号

伊勢市農業委員会第182回総会を次のとおり招集します。

令和3年2月9日

伊勢市農業委員会

会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年2月15日（月）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
 - 議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案について

伊勢市公告第7号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年2月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第8号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成17年伊勢市条例第159号）第15条の規定により公告します。

令和3年2月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
朝熊山麓公園	伊勢市朝熊町字東谷 3477 番 2 ほか

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 令和3年2月4日

伊勢市公告第9号

伊勢市再犯防止推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市再犯防止推進計画（案）を公表します。

なお、伊勢市再犯防止推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和3年2月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市再犯防止推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部福祉総務課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) 伊勢市福祉健康センター
- (21) ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 令和 3 年 2 月 12 日（金）

至 令和 3 年 3 月 12 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、「伊勢市再犯防止推進計画(案)」

に対する意見として、伊勢市健康福祉部福祉総務課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部福祉総務課 伊勢市役所東館5階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 福祉総務課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール fukushisoumu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和3年3月12日(金)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部福祉総務課 電話 0596-21-5557

伊勢市公告第 10 号

伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（一部改定）を策定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（一部改定）（案）を公表します。

なお、伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（一部改定）（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 3 年 2 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（一部改定）（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 健康福祉部保育課
- (2) 教育委員会事務局教育総務課
- (3) 総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御園総合支所生活福祉課

- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) いせ市民活動センター
- (22) 明倫保育所・明倫子育て支援センター
- (23) 浜郷保育所
- (24) 保育所きらら館
- (25) 二見浦保育園・二見子育て支援センター
- (26) 五峰保育園
- (27) 高城保育園
- (28) 保育所あけぼの園
- (29) 保育所しらとり園
- (30) 保育所ゆりかご園
- (31) 御菌第一保育園
- (32) 御菌第二保育園

- (33) 子育て支援センターきらら館
- (34) 小俣子育て支援センター
- (35) 御菌子育て支援センター
- (36) 大湊保育園
- (37) 一色保育園
- (38) 村松保育園
- (39) 船江保育園
- (40) たけのこ保育園
- (41) 東大淀保育園
- (42) 豊浜西保育所
- (43) みどり保育園
- (44) 有滝保育園
- (45) 中須保育園
- (46) 佐八保育園
- (47) みややま保育園
- (48) なかよし保育所
- (49) えがお保育園
- (50) あけの保育園
- (51) いせの杜保育園
- (52) 神社幼稚園
- (53) 小俣幼稚園
- (54) 明野幼稚園
- (55) 常盤幼稚園
- (56) まるこ幼稚園
- (57) 神宮高倉山幼稚園
- (58) 神宮五十鈴川幼稚園

- (59) 双康幼稚園
- (60) にこにこ保育園
- (61) しごうこども園・しごう子育て支援センター
- (62) 修道こども園
- (63) 和順こども園
- (64) 暁の星こども園
- (65) マリアこども園
- (66) ゆたかこども園
- (67) 有緝こども園
- (68) めいりんこども園
- (69) 中島こども園

3 縦覧期間

自 令和3年2月15日（月）

至 令和3年3月16日（火）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画（一部改定）（案）」に対する意見として、

伊勢市健康福祉部保育課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部保育課 伊勢市役所本庁舎東館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 保育課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール hoiku@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和3年3月16日(火)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部保育課 電話 0596-21-5632